

# 役員報酬規程

社会福祉法人 守皓会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人守皓会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員、会長、顧問(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬の総額)

第2条 役員に対して、各年度の総額が46,000,000円を超えない範囲で、この規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- 1) 常勤役員(1日8時間、週平均所定労働時間40時間勤務)については、報酬及び通勤手当を支給する。
- 2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとする。
- 3) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬については、上記2)の規定を適用する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 1) 報酬については、別表第1に定める額
- 2) 通勤手当については、職員給与規程第14条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 1) 報酬については、別表第2に定める額
- 2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 1) 報酬及び通勤手当については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条第2項に準じた日とする。
- 2) 理事会及び評議員会並びに監事監査に出席したことに対する報酬は、当該会議に出席した

都度、支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して原則として現金で支給する。但し本人が希望し同意した場合は銀行振込を採用することがある。

#### (退職慰労金)

第7条 退任役員等に対する退職慰労金の金額は、次の基準に基づき算出した金額とする。

就任期間 2 年につき 10,000 円

- 2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、2 年に満たない端数年は 1 年以上のときは切り上げ、1 年未満のときは切り捨てるものとする。
- 3 常勤役員の退職金については、理事会の決議に基づき決定するものとする。

#### (報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

#### (端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- 1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- 2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

#### (公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 23 日より施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 12 月 8 日より施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日より施行する。

附則 この規程は、令和 2 年 6 月 12 日より施行する。

附則 この規程は、令和 2 年 12 月 14 日より施行する。

別表 1(常勤役員等の報酬)

役職名	月額
理事長	1,000,000 円
業務執行理事	500,000 円
理事・監事	350,000 円

別表 2(非常勤役員等の報酬)

評議員

	日額
評議員会への出席	15,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	12,500 円

理事長

	日額
理事会への出席・評議員より出席を求められた場合の評議員会への出席	30,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	25,000 円

業務執行理事及び理事

	日額
理事会への出席・評議員より出席を求められた場合の評議員会への出席	15,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	12,500 円

監事

	日額
理事会・評議員会・監事監査への出席	15,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	12,500 円

会長

月額 300,000 円

顧問

就任時の社会福祉事業経営もしくは役員経験年数 20 年以上の場合

月額 200,000 円

就任時の社会福祉事業経営もしくは役員経験年数 10 年以上 20 年未満の場合

月額 100,000 円